



ヒゴスミレ

写真・資料提供 菱山忠三郎氏



ヒゴスミレは、こまかく切れ込んだ葉を持つ特徴のあるスミレである。葉はまず3つに全裂し、両側の裂片はさらに基部から裂けることで、きれいに5全裂しているように見える。同じように切れ込みのある葉をつけるエイザンスミレよりもずっと細く切れ込んだ葉となっている。

このヒゴスミレはこの地方において生育地はエイザンスミレよりずっと少なく、貴重なスミレといつてよいだろう。どちらかという西日本に多く、秋田県男鹿

半島が北限で、それより北には見られない。そして、東北地方ではごくすくない。本州中部の内陸部を中心に、九州の鹿児島までその生育は知られている。花は白色で、やや黄緑がかかっているものも多いが、その多くはよい香りをもっている。山で出会ったとき、花の香りを確かめるのも楽しみの一つである。

花はエイザンスミレよりやや小さめで、草全体も小型で、かわいい、やさしい感じのスミレである。和名は肥後(熊本県)に産することによる。



《今月の笑顔》



株式会社内野製作所

さわい あんな
澤井杏奈さん

⚙️ 社会貢献事業「2021年度小学校租税教室」

⚙️ タックスコーナー
「2022年度国税専門官・税務職員募集」

⚙️ 税務問答
「いよいよスタート！インボイス制度・準備編」





2021年度 小学校租税教室 八王子法人会は未来を担う子ども達に 税の果たす役割を伝えていきます

八王子法人会では、2004年に社会貢献委員会を立ち上げ、企業経営者が集う団体として、どのような地域貢献ができるか、本格的な検討を開始しました。その時、キーワードの一つとして浮かび上がったのが、法人会活動の基本である「税」という言葉でした。

これ以前も、会員を対象にした税務説明会は数多く開催していましたが、外部に対しての取り組みはほとんど進んでいませんでした。こうした中、未来の日本社会を担う子供たちに、税の果たしている役割を伝えていく

ことは、日本の将来に向けて大切ではないかといった意見が浮上。市内小学校に、法人会として租税教室の開催を呼びかける取り組みが始まりました。

やがて、これが発展し、八王子市教育委員会が各学校に租税教室の開催を呼び掛ける体制が整いました。法人会では、税務署、東京都、八王子市、税理士会などの各機関と分担し、本年度は11校に講師を派遣。社会貢献委員と青年部会役員がそれぞれ、工夫を凝らした内容を準備し、教壇に立ちました。

【社会貢献委員会担当】

6月 3日 片倉台小学校 6月 4日 恩方第二小学校
6月 24日 第二小学校 6月 26日 第一小学校
2月 17日 城山小学校

【青年部会担当】

10月 26日 長沼小学校 11月 30日 柏木小学校
1月 18日 第四小学校 1月 19日 別所小学校
1月 20日 第五小学校 1月 29日 第十小学校



経営者をはじめとする 会員企業の関係者が講師を担当 熱い思いで教壇に立っています



社会貢献委員会
副委員長
山之上 誠さん
《朝日物産(株)》

私が小学校税務教室の講師をお引き受けしたのは、私自身が過去に大きな交通事故から生還した経験を持つことに由来します。治療に多大な税金を使わせて頂いたことに対して、何か恩返しが出来たらという気持ちを持って、小学生に税金の必要性を伝えて行けたらと思います。



社会貢献委員会
副委員長
曾我益巳さん
《(有)丸屋糸店》

私の子供が今年、6年生になることもあり、租税教室に伺う時は、目の前の子供たちを自分の子供だと思って授業をすること、6年生の租税教室は一生に一度のものだという事、この二つをいつも心がけています。講師をさせていただくことを光栄に思い、これからも一生懸命やらせていただきます。



青年部会租税教室
実行委員長
高田大輔さん
《(株)ヤコー》

当初は緊張を感じながら授業を進めていましたが、子供たちの積極的な発言に乗せられ、いつの間にか緊張が楽しみへと変わっていました。終わった瞬間はもう1コマ授業したいな、という気持ちになります。アシスタントを担当いただいた方、会場に足を運んでいただいた方、ありがとうございました。



今年度、租税教室の講師を担当した当会関係者は21名。担当が決まると、資料の収集、整理など入念に事前準備を行い、リハーサルを重ねて当日を迎えています。

45分間という限られた時間の中で、いかにして、税金の大切さや、その役割を伝えていくか。一度、講師を経験した後で、その際の子供たちの反応を見て、説明内容や話し方を変えてみるなど、常に熱い気持ちを持って取り組んでいます。



後継者育成、従業員教育の極意は、 「期待している」と感じさせ、目標を共有すること

中小企業の再生と後継者育成を事業の柱とする株式会社事業パートナー。由木地区では、同社の松本光輝社長を講師に迎え、「アフターコロナの中小企業勝ち組戦略」と題した経営セミナーを開催しました。

コロナ禍を生き延びることのできた企業は、それだけで、ひとつの競争に勝ち抜いたことを意味し、この先、明るい展望が開ける可能性が大きいと話す松本社長。事態の終息後、事業活動が本格化するその時に備え、特に重視すべきなのが、従業員教育と後継者育成の2点。人というものは、「言われても動かない!」「理解しても動かない!」「納得しても動かない!」「期待されて共感を覚えて、初めて動く!」と力説しました。

講師はまた、期待と共感を従業員育成に取り入れる一つの方法として、100名規模までの企業であれば、人事評価制度などはつくり、従業員の給与は社長自らが個々と面談した上で決めることを推奨しました。本人が希望する内容(給与の額等)を聞き、その希望を実現するためには、この先、こういった目標をクリアしな

ければならないのか、社長と本人で共有する。立てた目標の進捗状況は定期的に確認する。その目標が達成できた時には待遇に反映させる。こうした積み重ねで人(従業員)を動かすことのできる環境が整うと説明しました。

いっぽう、会社を発展に導くことのできる後継者の条件としては、①他の従業員から慕われ、尊敬される存在であること、②「経理」ではなく「財務」の面においてしっかりとした見識を持っていること、この2点をあげました。「経理」は単なる過去の集計ですが、「財務」は将来の利益を作るための数字の組み合わせであるとして明確に区分。経営者の座を引き継ぐ前に、まず、財務面から、会社の10年先までの計画を組み立てられる力を持たせることが必要であるとしました。

社長は日々、多忙なこともあり、教育に対しては「時間がたてば自然に覚える」といった姿勢になりがち。本当に人を育てようと思うなら、従業員に「社長から期待されている」「社長に気にかけてもらっている」と感じさせることが大切との説明がありました。



▲講師をつとめた、
(株)事業パートナーの松本光輝社長



▲感染症終息が見通せない中でしたが、
換気と座席間隔の確保に気を配り開催しました

いよいよスタート! インボイス制度・準備編

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 小池正史

リサ 令和5年10月1日から消費税の制度が大きく変わるので準備が必要だと聞いたのですが、どのように変わるのですか。

サキ先生 さすがはリサさん、税制に関する情報に常にアンテナを張っていますね。これまでの消費税改正は主に税率の改正でしたが、今回の改正は「インボイス制度」といって、売手が買手に対して「インボイス(適格請求書)」を作成及び発行して正確な適用税率や消費税額等を伝え、買手はそれらを保存することを義務化するものです。

リサ それは、具体的にどのような制度なのですか。

サキ先生 「インボイス制度」とは、売手が「インボイス」という記載事項の定められた請求書、納品及び領収書等を作成し、買手がそれらを保存しないと消費税の仕入税額控除が認められないというものです。その内容をしっかり把握していないと皆さんの事業に大きな影響が出てくるので少し勉強しましょう。

リサ そうですね、消費税の仕入税額控除が認められなければ、税金の負担もかなり大きいものになってしまうので、先生しっかり教えてください。

サキ先生 令和元年10月1日に軽減税率が導入されたことにより、消費税の申告を行う上で売上や仕入に対応する消費税率を正確に計上するため、請求書、レシート及び領収書等の金額を消費税率が10%の部分と8%の部分に区分して記載する「区分記載請求書」の作成及び保存が必要となったことは記憶に新しいかと思います。今回はそれに代えて、令和5年10月1日以降は、「適格請求書発行

事業者」に登録した事業者だけが発行できる「インボイス」を作成及び保存することが必要となりました。

リサ 「区分記載請求書」と今回の「インボイス」では記載内容などがどのように違ってくるのですか。

サキ先生 まず、「区分記載請求書」は発行先の氏名又は名称、取引年月日、金額などの取引内容と取引金額のうち税率が10%の取引と8%の取引を明確に区分し記載していれば仕入税額控除の証拠書類となりました。ところが、「インボイス」には、区分記載された現行の請求書に①登録番号、②適用税率、③税率ごとに区分した消費税額等の3つの記載事項を追加しなければなりません。また、売手は買手から求められた時には、「インボイス」を必ず交付し、写しを保存しなければならなくなりました。

リサ とところで、「インボイス制度」で事前に準備しなければいけないことは何ですか。

サキ先生 先ほどの請求書等の記載事項の追加に「①登録番号」とありますが、これがないと「インボイス」の発行ができないので、令和3年10月1日から令和5年3月31日までに「適格請求書発行事業者」の登録申請をして「登録番号」を取得しておく必要があります。登録申請はe-Taxソフトでもできるので、忘れずに行ってください。ただし、すべての「適格請求書発行事業者」は消費税の課税事業者となり、基準期間の課税売上が1,000万円以下になっても免税事業者にならないのでご注意ください。免税事業者の方は、今後消費税の申告が必要になるので、事前に税務署や税理士によく相談して「適格請求書発行事業者」に登録するか検討するといいですね。



■筆者紹介

小池正史 (こいけ・まさし)

1964年生まれ。東京国税局事務管理課、同法人課税課、統括国税実査官、酒類指導官勤務などを経て、横浜市中区で税理士登録。多業種にわたる企業の財務状況を見てきた経験を生かし、中小企業を中心に決算分析から経営の効率化、税務調査対策等のコンサルティングを行う。

改正 育児・介護休業法 対応

I 育児・介護休業法の改正概要

改正法は、雇用保険法と一体的に改正され、昨年6月9日に公布されています。改正項目は、大きく6つ

改正概要	施行時期
1 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の義務づけ	令和4年4月1日
2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和	
3 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の柔軟な育児休業の枠組みの創設（産後パパ育休）	令和4年10月1日
4 育児休業の分割取得	
5 育児休業の取得状況の公表の義務付け	令和5年4月1日

II 改正点の詳細と実務対応

に分かれ、施行日は①令和4年4月1日、②令和5年4月1日、の3段階となっています。なお、公表制度以外は、すべての企業が対象となります。

【改正点の詳細と実務対応】

それでは、改正点につき詳述していきます。なお、以下「改正育児・介護休業法」を単に「改正法」と表記します。

1 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の義務づけ
 【改正法22条 施行日：令和4年4月1日】
● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備
 本改正は、現行法22条の改正です。包括的な努力義務

規定であったものをより踏み込んだ措置を義務づける内容へと変化しています。
【改正内容】
 今後は、社員からの育児休業申出が円滑に行われるよう、会社は次のいずれか（複数が望ましい）を行わなければならない（義務となった）。

- ① 育児休業・産後パパ育休に係る研修の実施
- ② 育児休業に関する相談体制の実施
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

【実務対応】
 本措置は「マスト」となるため、何らかの対応が必要で、今までは会社は社員に積極的に育児休業制度をアピールしてきませんでしたが、今後は育児休業を取得しやすい雰囲気を作っていくことが求められています。

● 令和4年4月1日以降、妊娠・出産の申し出をした労働者に対する個別周知・取得意向確認措置の義務化
 本改正により、実務対応はいろいろ出てきます。特に、実際の対象者が生じた場合、中小零細企業では仕事がある、今のうちからフォロー体制や仕事の回し方をどうするか、考えておく必要があります。

【実務対応】
 本改正により、実務対応はいろいろ出てきます。特に、実際の対象者が生じた場合、中小零細企業では仕事がある、今のうちからフォロー体制や仕事の回し方をどうするか、考えておく必要があります。

①就業規則の整備
 育児・介護休業規程が別であれば、出生時育児休業という題名をつけた新条文が必要になります。育児休業制度と似た規定となります。

②申出手続の書面を整える
 育児休業もそうですが、職員からの申出（書面が望ましい）を受け、その間の取扱につき、会社からも書

本事項は、現行法21条を実務上機能するように、強化した内容です。
【改正内容】
 本改正のポイントは、社員本人または配偶者の「妊娠・出産」の事実につき申し出があったときは、育児休業に関する制度を知らしめる（個別の周知）とともに、育児休業の取得意向を確認するための面談等（意向の確認）を事業主に義務付けたことです。

【実務対応】
 次の①から④すべてを行わなくてはなりません。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度の周知
- ② 育児休業・産後パパ育休の申出先を伝達
- ③ 育児休業給付（雇用保険）に関すること
- ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき社会保険料の取扱

なお、伝達方法は面談（オンライン可）、書面交付、FAX、電子メール等です。今までは、規程があっても「見ておいてください」程度で済んでいましたが、今後は規程内容を踏み込んで

面を交付する、という一連のやりとりがあります。出生時育児休業も同様の手続きを行います。なお、書式のひな型は労働局などのホームページにアップされますので、そちらを参考にアレンジして、自社のフォーマットとして組み込んでいきましょう。

③周知する
 新制度だけに、社員に内容を周知した方がいいかもしれません。

④労使協定
 労使協定は、義務ではありませんが、休業中に就労させることを想定して作成します。

4 育児休業の分割取得
 【改正法5条2項 施行日：令和4年10月1日】
 現行法は、子が1歳にな

周知させる必要が出てきます。担当者の法律知識のブラッシュアップが求められます。なお、申し出が確実になされたことを確認するための「様式例」もありますので、入手しておくといいでしよう。

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
 【改正法5条1項 11条 1項 施行日：令和4年4月1日】
 有期雇用労働者に対する現行法での育児休業、介護休業の取得要件は次のとおりです。

- ① 事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者
- ② その養育する子が1歳6か月未満の日まで（介護の場合は介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日まで）に、その労働契約が終了すること（明らかにでない者）

改正後は、これら2つの要件のうち、①の要件が撤廃されます。これにより、入社後1年未満の有期契約職員であっても、②の要件を満たせば育児・介護休業の申し出ができるようになります。

この原則が変わり、育児休業は2回まで取得できるようになります。
【実務対応】
 本改正により、子が1歳になる前に職場復帰した職員が、再度の育休に入ることでできるようになります。

なお、今回の改正では典型的な共働き夫婦で、次のように利用することを想定しています。

〈例〉
母：子が生まれたら産休取得、産後57日目から1歳になるまで育児休業し、子が1歳になったら保育所に預けて再度働き始める。
父：子が生まれたら、2週間出生時休暇し、さらにもう1回2週間休暇。子の世話に妻が疲れてきた段階で育児休業を2回とる。

このように、夫婦で協同して子育てすることを想定しています。

もつとも、入社後1年未満の者については、労使協定により対象から外すことができる枠組みは残っているので、実質的にはそちらに移行します。

【実務対応】
 厚労省のモデル規程を見ると、有期契約職員で勤続1年未満の者は育児休業および介護休業を取得できない、となっています。

おそらくこの通りの規定が多いため、当該箇所は削除する必要があります。

3 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の柔軟な育児休業の枠組みの創設（出生時育児休業制度の創設）
 【改正法9条の2、9条の5、施行日：令和4年10月1日】

今回の改正点の中で、もっとも重要となる制度です。また、この制度を理解しておかないと、雇用保険の給付金事務、社会保険料免除（給与計算）も正しくできなくなるため気を付けましょう。

本改正により、出産日か

比較項目	現行の育児休業	出生時育児休業
休業期間	子が1歳に達するまで 保育所に入れない場合は、最大で子が2歳まで	出生後8週間以内 4週間まで
事業主の義務	申出を拒めない	申出を拒めない
申出期限	原則1か月前まで	原則2週間前まで 労使協定により最大1か月前までとする こともできる
分割取得	なし	期間内に2回まで分割可能
休業中の就労	原則就労不可	労使協定により、職員が合意した範囲内で就労可

大学卒業程度

2022年度国税専門官募集

Pride of the Specialist～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇ 受験資格

- 1 1992（平成4）年4月2日～2001（平成13）年4月1日生まれの者
- 2 2001（平成13）年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び2023（令和5）年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◇ 申込手続

- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
- 2 受付期間
令和4年3月18日（金）9時から令和4年4月4日（月）[受信有効]まで
- 3 受験案内交付期間
令和4年2月1日（火）から令和4年4月4日（月）まで
9時から17時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）
- 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
（注）人事院ホームページからもダウンロードすることができます。

人事院国家公務員試験

【採用 NAVI】



- #### ◇ 試験日
- 第1次試験 令和4年6月5日（日）
第2次試験 令和4年7月4日（月）から令和4年7月15日（金）までのうち指定された日時

※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。
【問合せ先】東京国税局 総務部 人事第二課 試験係
(代表)03-3542-2111 内線2162

採用関係お役立ちリンク集



高校卒業程度

2022年度税務職員募集

Pride of the Specialist～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇ 受験資格

- 1 2022（令和4）年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者（2019（平成31）年4月1日以降に卒業した者が該当する。）及び2023（令和5）年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

人事院国家公務員試験

【採用 NAVI】



◇ 申込手続

- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
- 2 受付期間
令和4年6月20日（月）9時から令和4年6月29日（水）[受信有効]まで
- 3 受験案内交付期間
令和4年5月6日（金）から令和4年6月29日（水）まで
9時から17時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
（注）人事院ホームページからもダウンロードすることができます。

- #### ◇ 試験日
- 第1次試験 令和4年9月4日（日）
第2次試験 令和4年10月12日（水）から令和4年10月21日（金）までのうち指定された日時

※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。
【問合せ先】東京国税局 総務部 人事第二課 試験係
(代表)03-3542-2111 内線2162

採用関係お役立ちリンク集



明治43年八王子に創業 すき焼き一筋112年

明治43年、牛飼いの仕事をしていた坂本福次郎が、明治維新後のすき焼き文化に興味を持ち、浅草や日本橋の古いすき焼き屋を見てまわり、浅草「米久」の味を模倣して、八王子で創業したといわれています。第二次世界大戦の動乱から、花街、織物工業と共に再建し、2代目、茂社長を経て、繁盛していきました。平成に入り、現在の建物となった「坂福」大広間は50畳、2階は個室が4部屋で、小さな宴会から大きな宴会まですき焼き料理を提供。ご要望により数年前よりすべての部屋が椅子で過ごせるスタイルにより好評を得ています。



店鋪外観



坂福すき焼きのたれ



8名から16名まで可能な個室
(光触媒空気清浄機完備)



8名まで可能な個室
(光触媒空気清浄機完備)

お客様のニーズや状況に合わせた料理提供

各テーブルで仲居さんが付きっきりで取り分ける独特な提供方法をとるすき焼き。「すき焼きは生の肉やネギ、しらたきをお客様の前で焼いて取り分けてご提供しますので、その場のお客様の雰囲気や状況で的確に変えてタイミングと提供方法はそれぞれ違いますから場面に合わせ、仲居に指導していく事を心掛けています。」(3代目：大洞社長)

2021年12月に初めて瓶詰の「坂福すき焼きのたれ」を発売。「コロナ禍に対応しこの年末にはすき焼きの肉、野菜などとたれをセットにしたものを50セット販売しました。今後の販売も検討しています。」



3階の40~50名の宴会が可能な大広間
(オゾン発生空気清浄機完備)



感染対策を徹底



ランチタイムも営業中
(光触媒空気清浄機完備)



先代の店舗写真が飾られています

すき焼き・日本料理「坂福」
〒192-0081
八王子市横山町6-10
TEL : 042-642-0545
FAX : 042-645-7229

営業時間: 11:30~21:30 (夜は要予約)
(ランチタイム: 11:30~14:30)
定休日: 月曜日 ※コロナ禍につき、日曜日
もお休み中です。(2月22日現在)
<https://sakafuku.jp/index.html>



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。



代表取締役社長 製造部
うちののりあき さわい あんな
内野徳昭さん 澤井杏奈さん

▼今月の笑顔は、『株式会社内野製作所』を訪問し、代表取締役社長の内野徳昭さんと、製造部の澤井杏奈さんにお話を伺いました。

▼自動車や2輪車の試作歯車(ギア)を中心に、F1やMoto-GP用歯車の製作も行っています。2021年9月に、あきる野新工場を開設。新たな設備を導入し試作開発の更なる充実による事業拡大に取り組んでいます。

▼入社3年目の澤井さんは製造部に所属。業務は納期管理、工場内の進捗管理、加工データの収集と報告等を担当しています。「仕事を進めるうえで、新しい情報、正しい情報を各部署で迅速に共有できるように心がけています」

これまで大変だったことや、やりがいをお聞きすると、「現場特有の用語を覚えなければいけないことが大変でした」「得意先のお客様に納品した製品が使わ



あきる野新工場

れているF1マシンが優勝した時など、弊社で頑張って製造した部品がレースに貢献できていることを実感し、大変うれしいです」

- ▼今後の目標は、「書類作成等で必要な行政書士の資格取得と、受注された部品がどこの部分に使われるものかすぐに理解出来るようになります」
- ▼「工作機械の種類、加工の種類、部品の種類など様々なことを覚えることから始まり、資料作成、工程管理、納期など、現場の切り盛り役として男性が多い職場の中で頑張ってくれています」(内野社長)
- ▼絵を描いたり、博物館や美術館巡り、海外旅行と多くの趣味がある澤井さんは、入社してからバイクに興味を持ち趣味に加わったそうで、「クロスカブを買いました。これまで電車と徒歩でしか行った事がない新宿に、バイクで行き、甲州街道を通った時は感動しました」
- ▼「新たに開設したあきる野工場と共にカーボンフリーの時代へ向けEV関連のものにも取り組んでいます」(内野社長)

〒192-0001 八王子市戸吹町2105番地
電話 : 042-696-6210
FAX : 042-696-6218
<https://www.uchino-ss.co.jp/>



国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する
申告や納税、
申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税
の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

www.e-tax.nta.go.jp

発行者 公益社団法人 八王子法人会 会長 清宮 仁 発行日 令和4年3月5日
 編集者 公益社団法人 八王子法人会 広報委員長 小林 一 印刷 スズキ美術印刷(株)
 発行所 公益社団法人 八王子法人会 東京都八王子市大横町14-2 東京部八王子市南町9-8
 第46巻 第12号 通巻496号 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566 電話(042)626-2600(代)